

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年10月 8 日

京都府警察本部長 吉越 清人

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

- ア 道路標識の主標識板 547枚
- イ 道路標識の補助標識板 357枚
- ウ 道路標識の支柱等 141本（組）
- エ 道路標識の撤去等 919箇所（本）

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和 8 年 2 月13日

(4) 納入場所

川端署管内（15箇所）、上京署管内（43箇所）、東山署管内（20箇所）、中京署管内（51箇所）、下京署管内（51箇所）、下鴨署管内（33箇所）、伏見署管内（66箇所）、山科署管内（45箇所）、右京署管内（22箇所）、南署管内（28箇所）、北署管内（25箇所）、西京署管内（25箇所）、向日町署管内（12箇所）、宇治署管内（49箇所）、城陽署管内（13箇所）、八幡署管内（25箇所）、田辺署管内（7箇所）、木津署管内（13箇所）、亀岡署管内（25箇所）、南丹署管内（38箇所）、綾部署管内（8箇所）、福知山署管内（10箇所）、舞鶴署管内（40箇所）、宮津署管内（8箇所）、京丹後署管内（24箇所）

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
京都府警察本部総務部会計課施設管理室管財係
電話075-451-9111 内線2274

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和 7 年10月 8 日（水）から令和 7 年10月17日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所宛てに宛名が記載されているレターパックライトの封筒を同封の上、申し込むこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「看板類」－小分類「標識」
- (3) 1 の (1)の購入物品を納入期限までに確実に納入することができると認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 購入物品の検査を日本国内において行うことができ、契約担当者の検査に応じ、品質等を保証することができる者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2 の (2)の アに同じ。

イ 提出場所

2 の (1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前 9 時から午後 5 時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 10 月 29 日（水）午前 11 時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
京都府警察本部本館入札室

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

入札金額の 100分の 5 以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第 147条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100分の 5 に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の 100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1 から 7 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。